

新城市公共工事等事故報告ガイドライン

第1 〈目的〉

このガイドラインは、本市が発注する工事及び委託業務（以下「工事等」という。）における、事故発生時の基本的な対応を示すものであり、本市及び工事等の受注者双方の迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

第2 〈工事等の受注者の対応〉

工事等の受注者は、事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を最優先事項として、別紙で示す「事故発生時対応フロー」を参考に必要な措置を講じるとともに、市の工事等担当課及び関係機関に対し迅速に報告を行うものとする。

第3 〈市への報告の種類〉

① 第一報

工事等の受注者は、全ての事故について、事故速報（様式1）の太枠の項目を確認し、電話等で早急に工事等担当課へ通報する。

② 事故速報

工事等の受注者は、全ての事故について、状況の進捗に応じ事故速報（様式1）を提出する。

③ 事故報告書

工事等の受注者は工事等担当課の指示に基づき事故報告書（様式2）を作成し提出する。

第4 〈報告を要する事故〉

① 労働災害

工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事等関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。

資機材・工事製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。

*工事作業場： 工事等を施行するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事等のために、固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。

*隣接区域： 本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域

② もらい事故

工事区域において、工事等関係者以外の第三者（以下「第三者」という。）の行為が起因して工事等関係者が死亡あるいは負傷した事故。

③ 死傷公衆災害

工事区域における工事等関係作業及び輸送作業（以下「輸送作業」という。）に起因して第三者が死亡あるいは負傷した事故。

④ 物損公衆災害

工事区域における輸送作業に起因して、第三者の資産に損害が生じた事故。

⑤ その他

労働安全衛生規則第96条関係で報告が求められている事故

第5 〈工事等担当課の対応〉

工事等担当課は、工事等の受注者から事故の第一報を受けたときは受注者の緊急措置内容を確認し必要な指示を行うほか、別紙で示す「事故発生時対応フロー」を参考とし迅速に行動するものとする。

第6（臨機の措置）

緊急を要し、このガイドラインによりがたい場合は、市及び工事等の受注者は臨機応変に対応するものとする。

附則

このガイドラインは、平成22年12月28日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成27年1月1日から施行する。

労働安全衛生規則【参考】

（事故報告）

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき

イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）

ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故

ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故

ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故

二 令第一条第三号のボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき

三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき

四 クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

五 移動式クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 転倒、倒壊又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

六 デリック（クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 倒壊又はブームの折損

ロ ワイヤロープの切断

七 エレベーター（クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

八 建設用リフト（クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

九 令第一条第九号の簡易リフト（クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 搬器の墜落

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

十 ゴンドラの次の事故が発生したとき

イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損

ロ ワイヤロープの切断

2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。